

別表6 新設・既設の特定事業場の区分

区 分		該 当 要 件							
新 設		1 上乗せ条例の施行日以降特定事業場となった工場・事業場（注1） 2 既設の特定事業場のうち、特定施設の追加設置や構造等の変更により、日平均排水量が一定割合以上増加した工場・事業場（注3）							
		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">{</td> <td style="border: none;">500m<sup>3</sup>/日以上の上乗せ事業場 →</td> <td style="border: none;">5%以上の増加</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">50~500m<sup>3</sup>/日の " →</td> <td style="border: none;">10% "</td> <td style="border: none;">}</td> </tr> </table>	{	500m <sup>3</sup> /日以上の上乗せ事業場 →	5%以上の増加	}		50~500m <sup>3</sup> /日の " →	10% "
{	500m <sup>3</sup> /日以上の上乗せ事業場 →	5%以上の増加	}						
	50~500m <sup>3</sup> /日の " →	10% "	}						
既 設		上乗せ条例の施行日以前に、特定施設を設置し、又は設置工事に着手していた工場・事業場（注1）							
	旧 条 例 新 設	既設の特定事業場のうち、旧条例（昭和46年県条例第68号）で新設区分に該当していた工場・事業場（注2）  <一部業種等では、「既設」と区分し、基準が適用される。>							

注1 この排水基準の「新設」「既設」の区分は排水基準の表その1～その3に適用される。その4（窒素・燐）についてはこの区分と異なるため、それぞれの排水基準の表に「新規」「既存」の区分が記載されている。

注2 上乗せ条例の施行日は昭和51年7月1日であるが、その後に追加指定された次の特定施設（別表1（P18～26の番号で表示）については施行日が異なる。

64の2、69の2（旧中央卸売市場）	昭和52年1月1日
68の2、71の3（*の施設を除く）	昭和55年4月1日
18の2、18の3、21の2、21の3、21の4、23の2	昭和58年1月1日
51の2、51の3、63の2、69の2（旧地方卸売市場）、70の2、71の4（*の施設を除く）、66の4～8、みなし指定地域特定施設 指定地域特定施設	平成元年10月1日 平成3年10月1日
71の5（**を除く）、71の6（**を除く）	平成5年12月1日
71の3（*の施設に限る）、71の4イ（*の施設に限る）、71の4ロ	平成11年4月1日
71の5（**ジクロロメタンによる洗浄施設に限る。）	平成12年3月1日
71の6（** " による蒸留施設に限る。）	"
63の3	平成13年7月1日
38の2、66の2	平成25年4月1日

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」（平成9年政令第26号）により、同政令第5条第1項及、第7条第3号、同条第5号及び同条第8号の施設のうち、新たに特定施設となったもの

- |   |
|---|
| 71の3 : 一時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上の焼却施設（第5条第1項）   |
| 71の4イ : ①汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）<br>(第7条第3号)                    |
| ②廃油（廃PCBを除く。）の焼却施設であって、一時間当たりの処理能力が200kg以上のもの<br>または火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの（海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く。<br>湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）<br>(第7条第5号) |
| ③廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、<br>火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの（湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）<br>(第7条第8号)                                  |

注3 旧条例での「新設」「既設」の区分は、水域・施設・設置時期により異なる。詳細は別表7のとおり。

注4 海水を冷却用水として使用する場合であって、当該冷却用水を専用の排水口で排出する場合は、当該冷却用水の量を排水量に算入せずに増加割合の計算をする。ただし事業場全体の日平均排水量には算入すること。（「上乗せ条例」第2条1項第4号）